

つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例（案）

概要書

1. 条例の目的

この条例は、空き地の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き地及び周辺地域の環境を保全し、市民の安全及び健康の維持することを目的としています。

2. 制定理由

現在、空き地の雑草等に関する管理については、「つくばみらい市環境保全条例」に基づき指導、勧告、命令を行っております。市民の生活環境の保全を図るため、所有者、占有者又は管理者に対して空き地の管理責任の明確化、指導等の強化を図るために「つくばみらい市空き地の適正管理に関する条例」を制定します。

3. 主な要点

○定義

本条例の用語の意義を定めたものです。

空き地とは、宅地化された土地又は住宅地に近接する土地で、現に使用していない土地の部分をいう。ただし、農地法第2条第1項の農地を除く。

○所有者等の責務

空き地の所有者、占有者又は管理者の責務を定めたものです。

○立入調査

市長が必要と認めたときは、必要な限度において、市職員を土地に立ち入って調査させることができるものと定めています。

○代執行

空き地の所有者等への行政代執行行為を定めたものです。

適正な管理を行わない所有者等に対して、必要な指導又は助言、勧告、命令を行い、命令に従わなかった場合には、行政代執行法の定めるところにより、所有者等に代わって雑草等を除去し、その費用を所有者等から徴収するものです。